

ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事のうち電気工事

設計図

図面リスト	
番号	名称
E-01	電気工事特記仕様書(1)
E-02	電気工事特記仕様書(2)
E-03	電気設備配置図
E-04	電灯制御盤・イベント盤 結線、参考姿図
E-05	照明器具取付参考図・姿図
E-06	既設配線平面図（既設競技エリア）
E-07	電灯設備平面図（競技エリア）
E-08	照明・弱電系統図
E-09	弱電撤去平面図（競技エリア）
E-10	弱電平面図（競技エリア）

電気工事仕様書

- I. 工事名
ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事のうち電気工事

- II. 工事箇所
徳島県鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1、48-19

III. 建物概要

建物名称	ポートレース鳴門ウズパーク	構造	RC造	階数	
建築基準法による延床面積 (㎡)			消防法施行令別表第1の区分		

IV. 工事項目

種 目	工 事 概 要
電灯設備工事	競技エリアの照明及びイベント用盤設置及びサイネージ用電源にかかる電気工事
弱電設備工事	放送、ITV、サイネージ用光ケーブルにかかる電気工事。

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」)及び「公共・建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和4年版)」を参考とする。

VI. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
自家用電気工作物の保安規程((1)本工事に關し定める (2)既存施設の保安規程を適用(増築等))
上記で(1)の場合の工事、維持、運用に関する保安業務 ((本工事) ・ 別途)
本受電後引渡しまでの基本料金 ((本工事) ・ 別途)
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等
(1) 本工事は電子納品の対象工事である。
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することという。
(2) 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
・竣工図の製本×3部(2つ折、原因版) ・竣工図の電子データ(CD-R)×2部 ・保全に関する資料×1部
・工事写真：写真帳(着事前、竣工)×2部、電子データ×2部
・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)
(注) 竣工図(製本、データ共)については、必要な関係図面(原因、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。
・竣工図の電子データ(CD-R)は、CADデータ(SFC形式及びビジュアル形式)及びPDFデータとする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 技能士の適用
技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
配管	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
植栽	配管	・ 建築配管作業
機械設備	造園	・ 造園工事作業
	冷凍空気調和 機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.11.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
	○					

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
(1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位

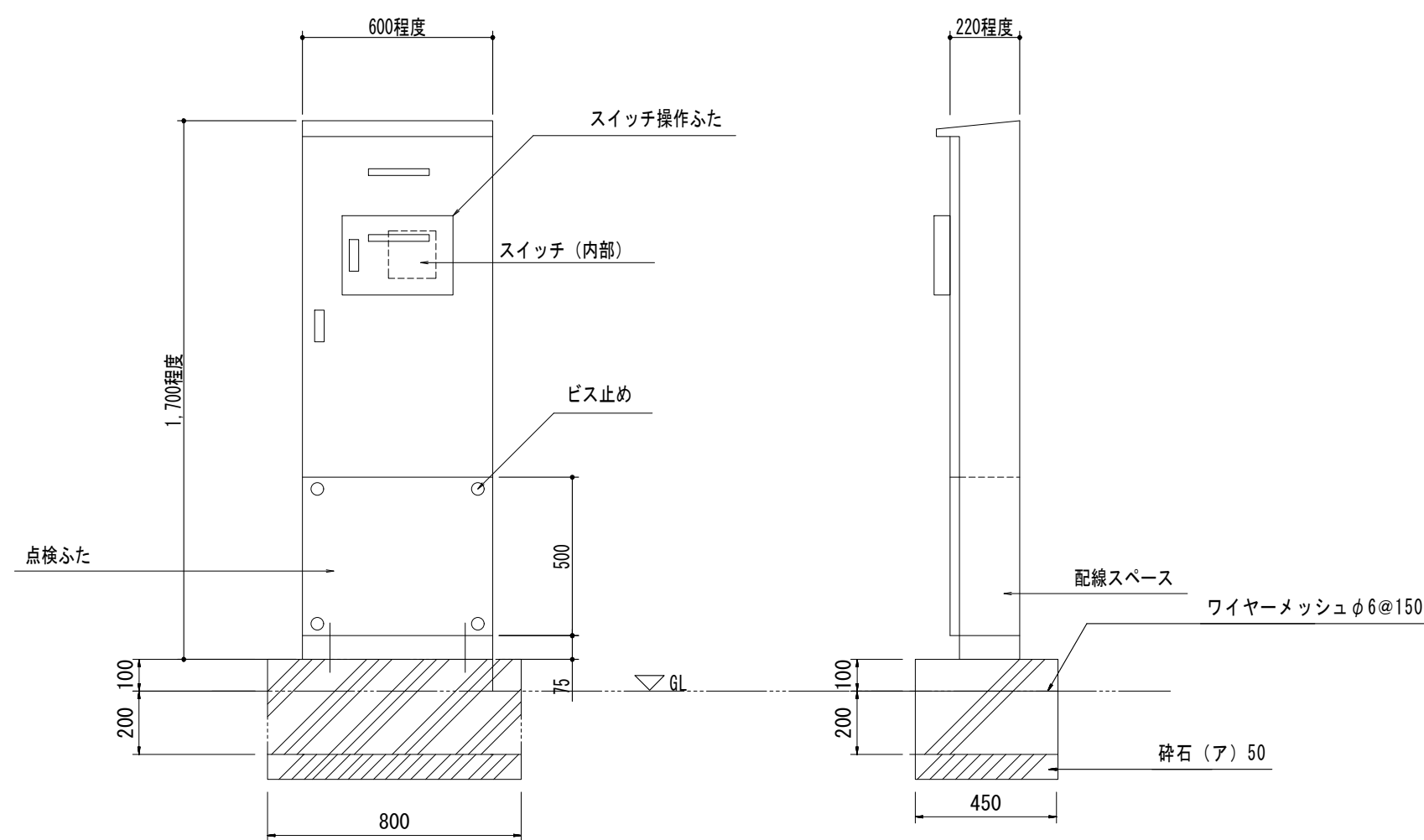
- (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
 - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
 - 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。
 - 監督員へも結果を提出すること。
 - 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1Iによるとこと。
 - PCBを含む機器は、調査を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
 - 受注者は、建設副産物が排出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
 - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けること。
 - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けること。

- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
 - 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- (8) 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負員に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)
 - 対 象 物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
 - 付除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事
 - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
 - 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
 - 保 険 終 期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には保険の期間も延長する。
 - そ の 他 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - 工事実績情報の登録
受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。
 - 工事受注時 契約締結後10日以内
 - 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
 - 工事完成時 工事完成後10日以内なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。
登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。
 - 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
 - 県内産資材の使用
 - 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
 - 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
② 徳島県内の工場で加工、製造された製品
注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

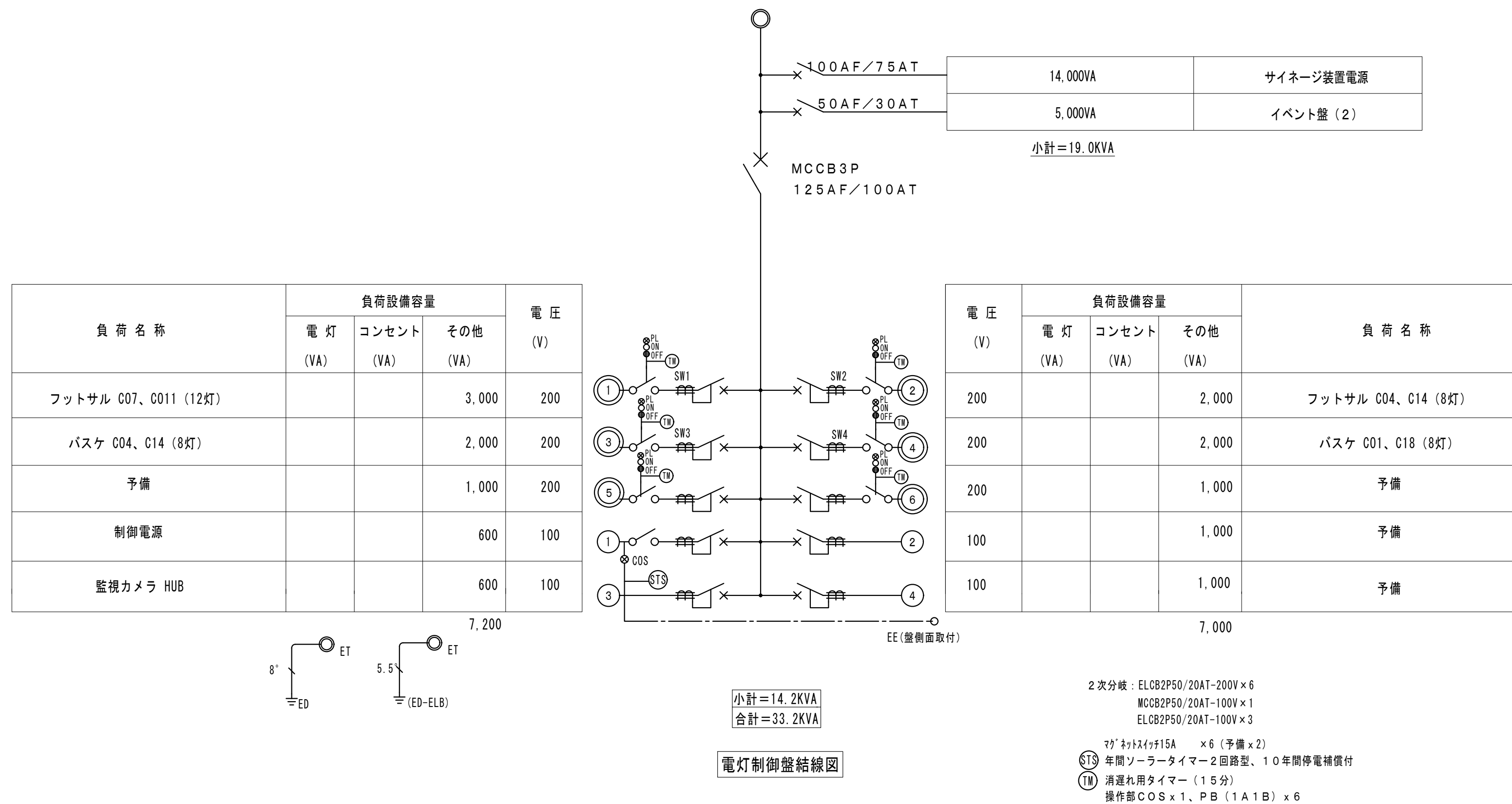
- 県産木材の使用
 - 受注者は、工事標識、指定仮設及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、次のものが該当する。
 - ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - ② ①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という。)の発注の際には、発注前に品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。
- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用しなければならない。また、県内企業調達資材等の別を施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
- 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場には工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

年	月	日					備 考		作 成 者 氏 名		承認者 氏 名		工事名称		設計NO	図面NO	
訂正									株式会社ステデザイン一級建築士事務所				ボートレース鳴門バスパーク拡張及び改修工事のうち電気工事				
									一級建築士 大田登録第164276号 中野和敏								
									TEL:03-3626-8284FAX:03-3626-8289				図面名称		縮 尺	整理NO	E-01
													電気工事特記仕様書 (1)		A1: NON A3: NON		



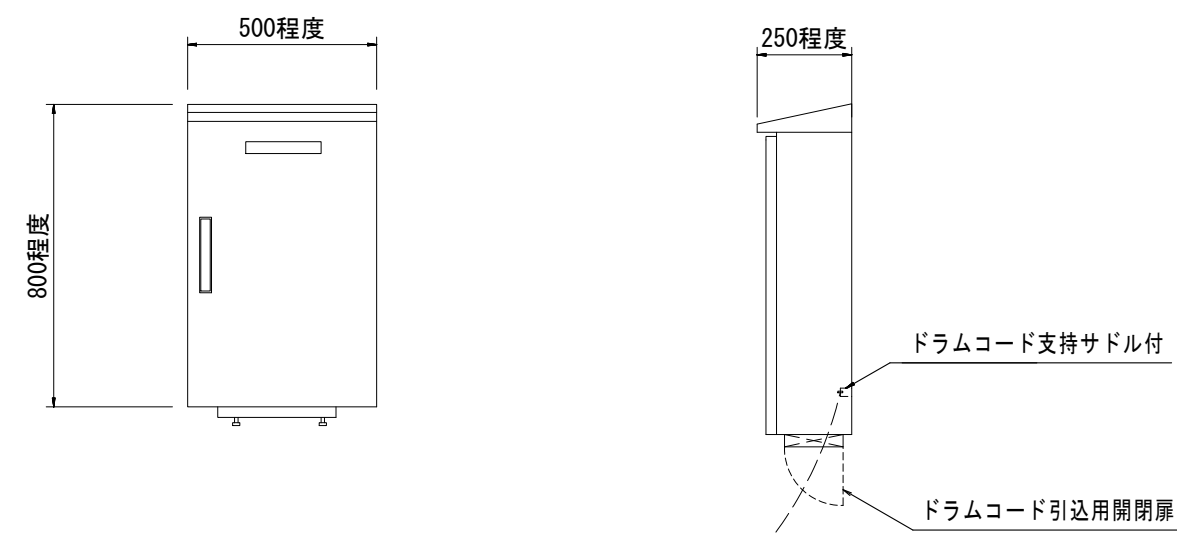
基礎工事は電気工事

・自動時には、すべて同時点灯。
・手動時には、4回路(+予備2)をそれぞれに点灯可能。
・切替は、一括。

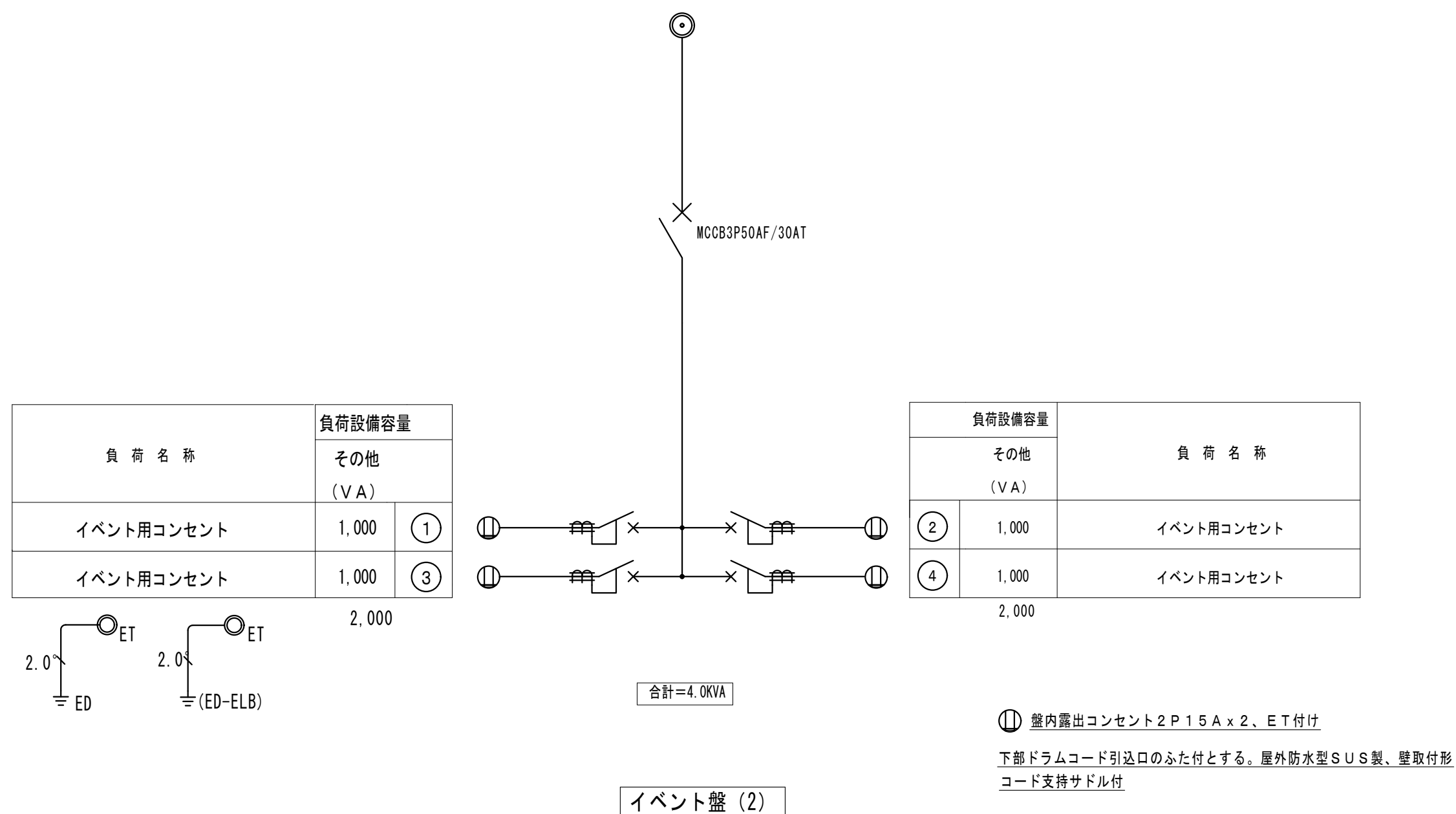
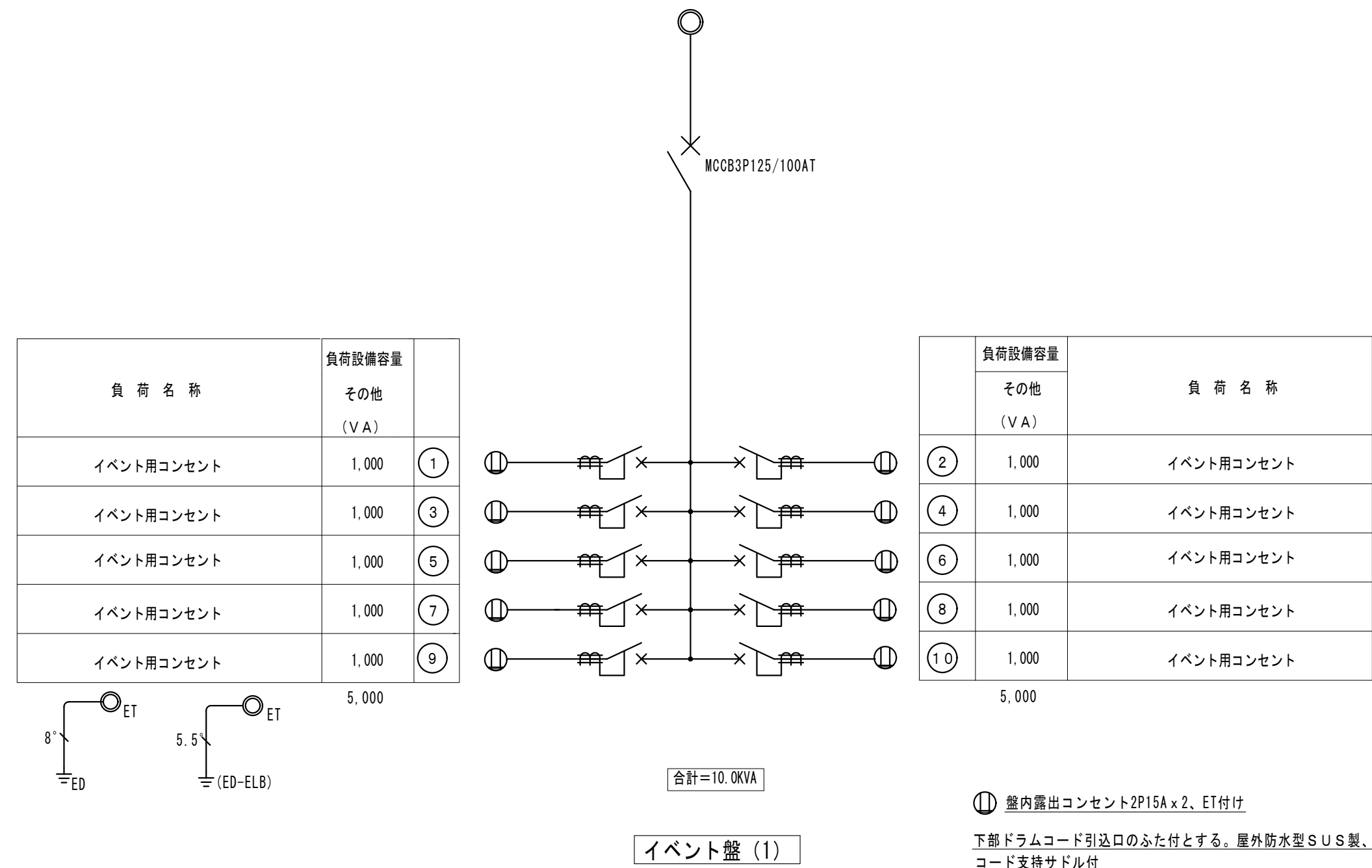


詳細は監督員との協議により、リモコン消灯操作後 15 分程度の消遅れ機能を付与すること。

ステンレス製 屋外型 鍵付 自立形



イベント盤(2)も寸法を除き同様形式とする

[illegible]

備考

株式会社歩デザイン一級建築士事務所
一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏
TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289

作 成 承 認

工事名称	ボートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事のうち電気工事
------	------------------------------

設計 N-0	図面 N-0
--------	--------

-----E-----

發行	
----	--

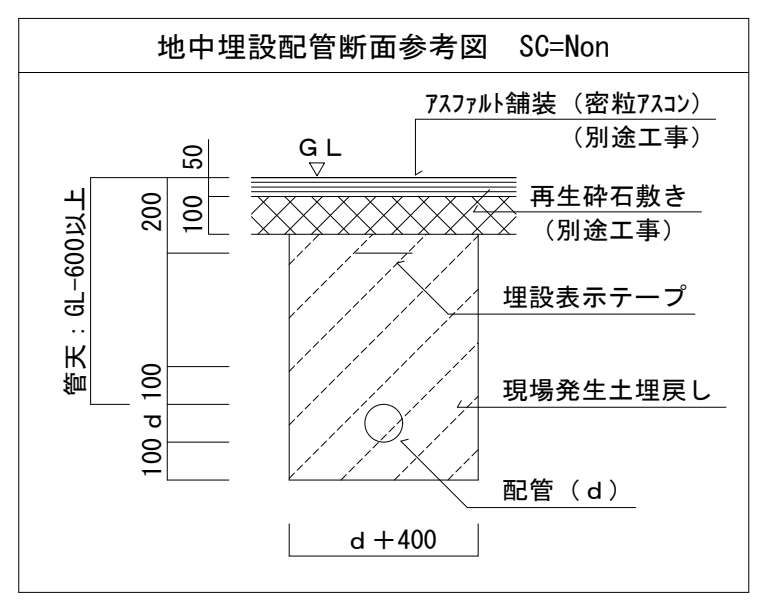
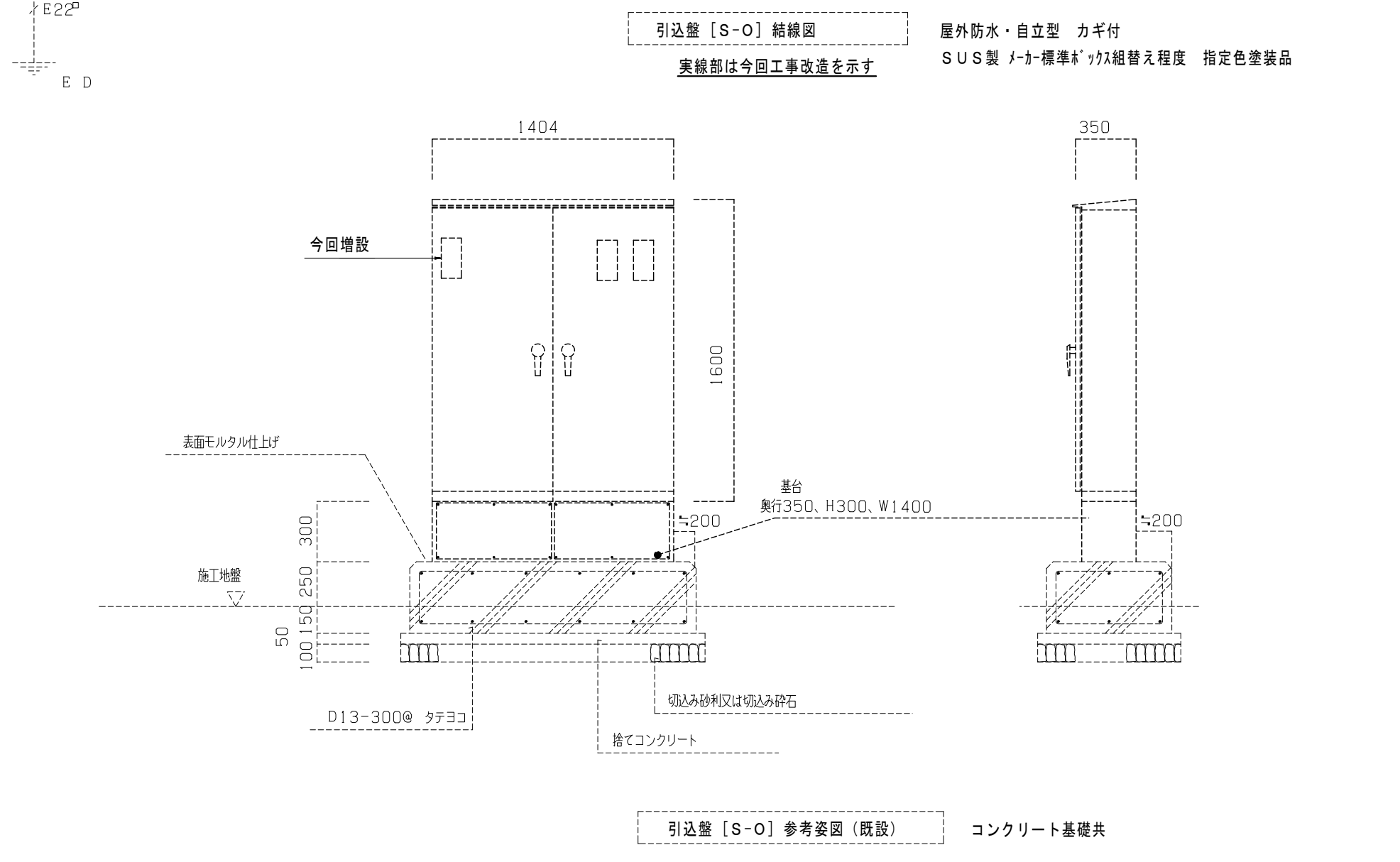
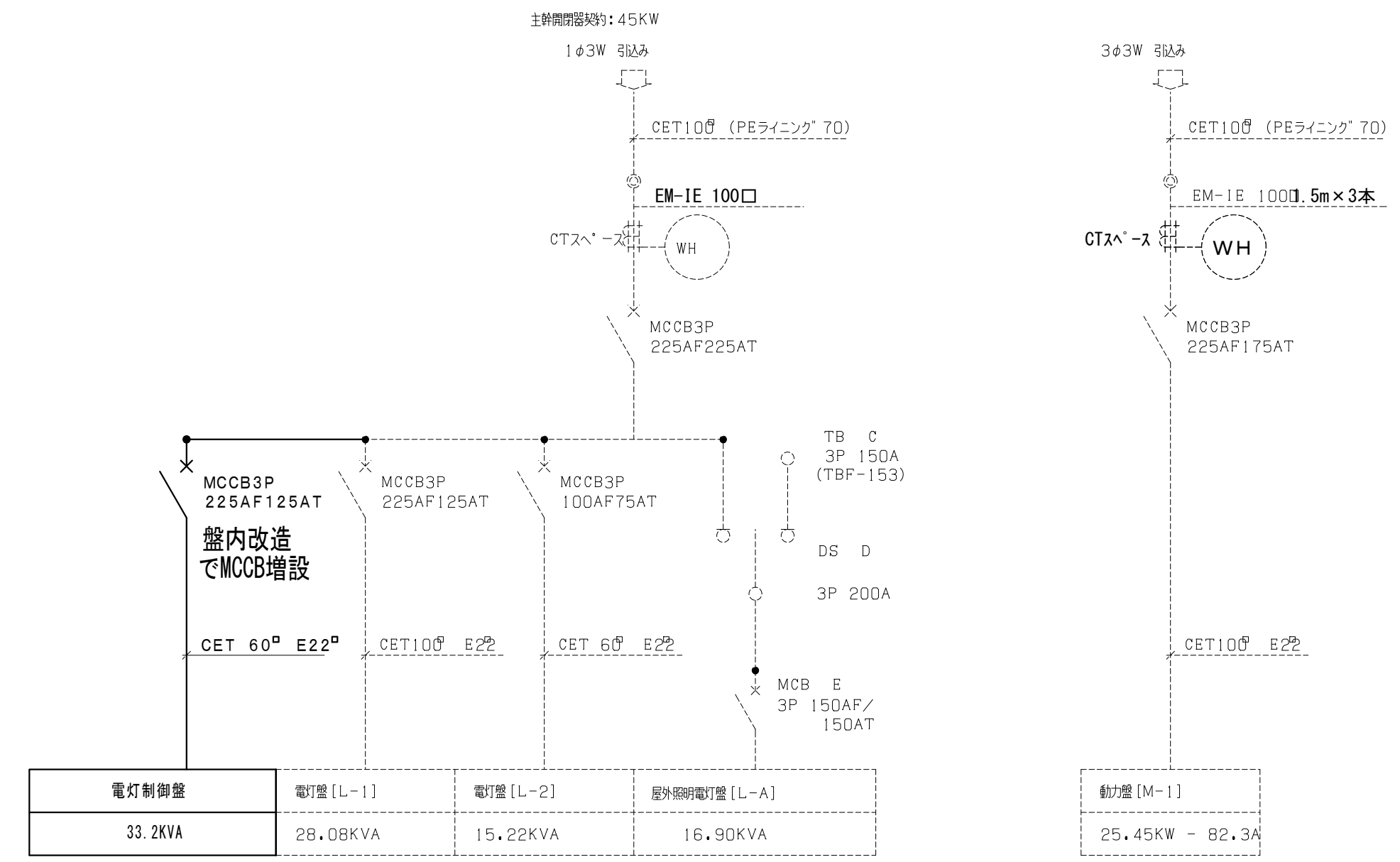
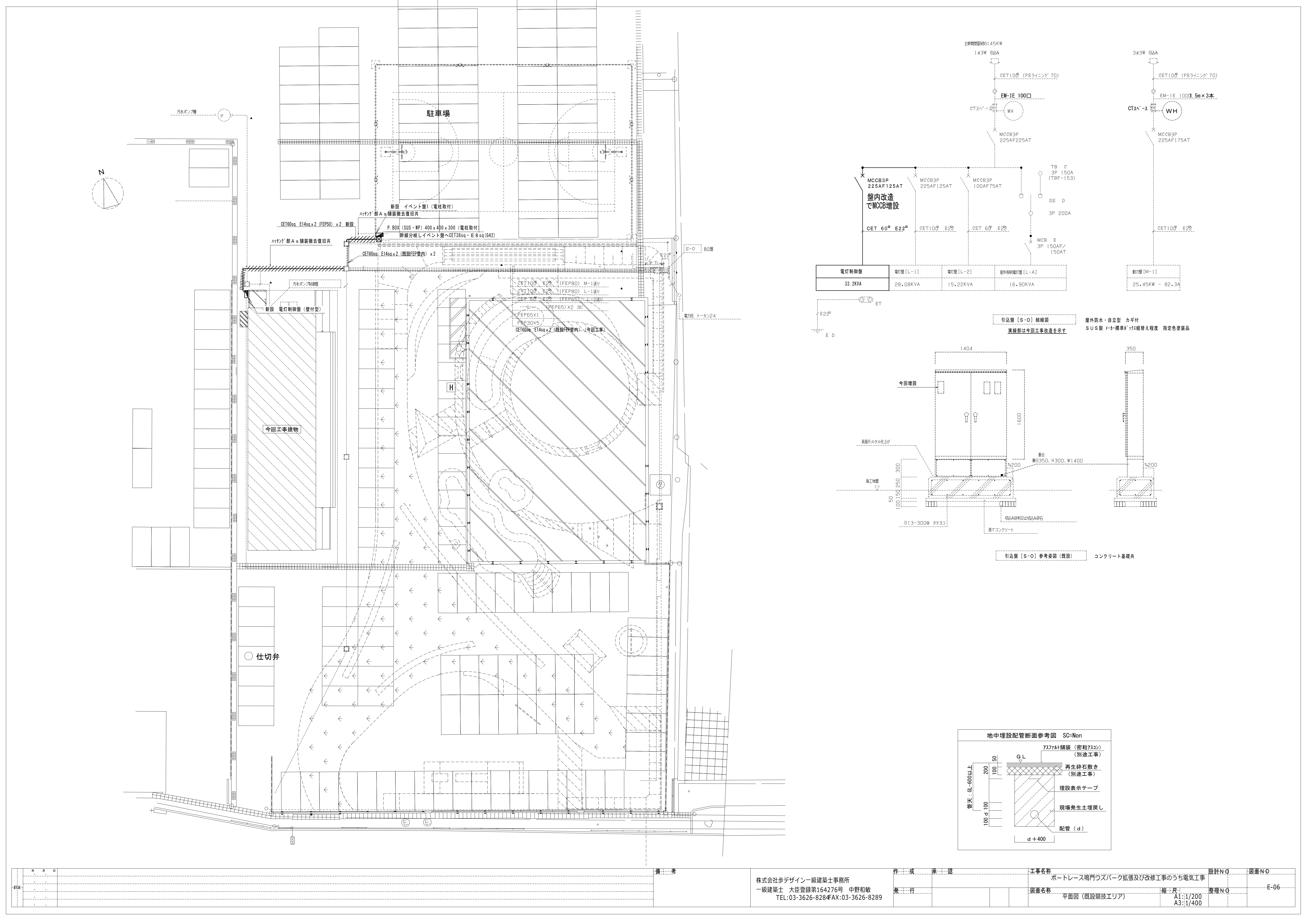
図面名称	電灯制御盤・イベント盤 結線、参考姿図
------	---------------------

编 号

整理 N-①	-----E
--------	--------

A1: NON

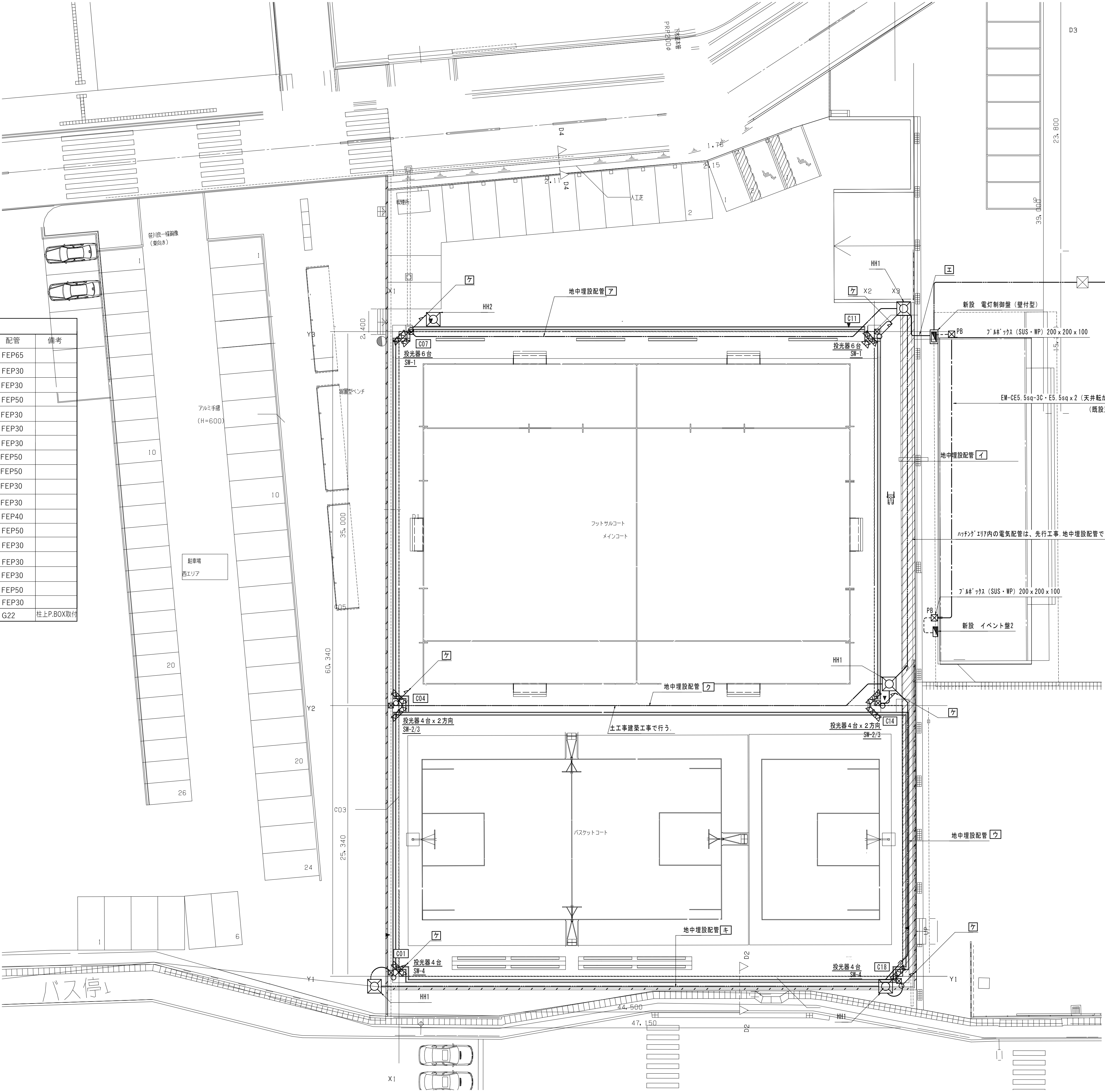
A3: NON



配線配管リスト				
記号	用途	配線	配管	備考
エ	照明分岐回路	EM-CE5.5sq-2C x 4、E5.5sq	FEP65	
	予備	---C---	FEP30	
	監視カメラHUB電源	EM-CE3.5sq-2C	FEP30	
ア	サイネージ電源	EM-CET38sq、E8sq	FEP50	
	照明分岐回路	EM-CE5.5sq-2C、E5.5sq	FEP30	
	予備	---C---	FEP30	
イ	監視カメラHUB電源	EM-CE3.5sq-2C	FEP30	
	照明分岐回路	EM-CE5.5sq-2Cx3、E5.5sq	FEP50	
	サイネージ電源	EM-CET38sq、E8sq	FEP50	
ウ	予備	---C---	FEP30	
	監視カメラHUB電源	EM-CE3.5sq-2C	FEP30	
	照明分岐回路	EM-CE5.5sq-2Cx2、E5.5sq	FEP40	
エ	サイネージ電源	EM-CET38sq、E8sq	FEP50	
	予備	---C---	FEP30	
	監視カメラHUB電源	EM-CE3.5sq-2C	FEP30	
ケ	照明分岐回路	EM-CE5.5sq-2C、E5.5sq	FEP30	
	サイネージ電源	EM-CET38sq、E8sq	FEP50	
	照明分岐回路	EM-CE5.5sq-3C	G22	柱上P.BOX取付

ハッチング部分は、先行埋設配管内に配線のこと。

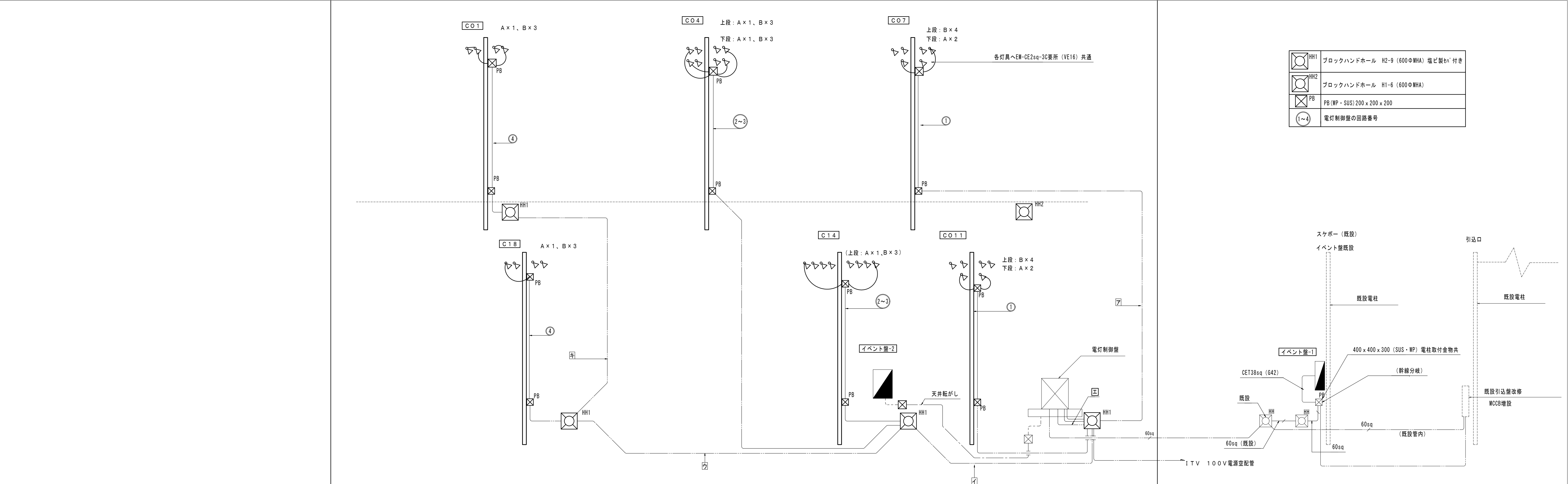
カメラから器具までEM-CE2mm²-3C



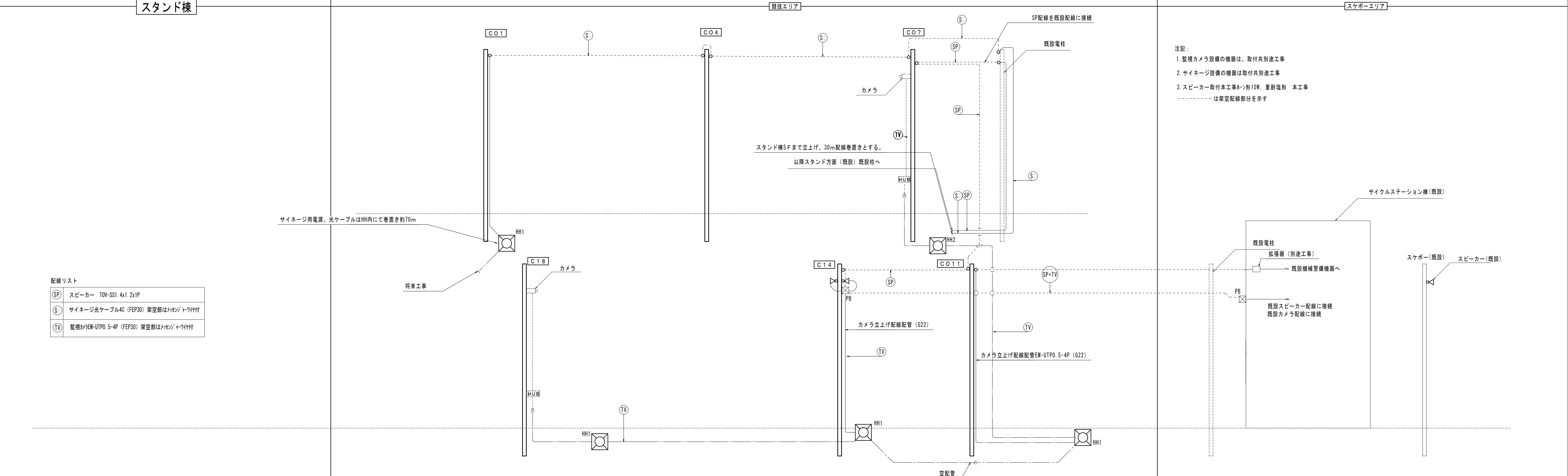
以降、E-06図による

凡 例	名称
電灯制御盤	電灯制御盤
イベント盤 2	イベント盤 2
LED投光器	LED投光器
ブロックハンドホール H2-9 (600ΦMHA) 塩ビ製付 付き	ブロックハンドホール H2-9 (600ΦMHA) 塩ビ製付 付き
ブロックハンドホール H1-6 (600ΦMHA)	ブロックハンドホール H1-6 (600ΦMHA)
PB (WP、SUS) 200 x 200 x 200	PB (WP、SUS) 200 x 200 x 200

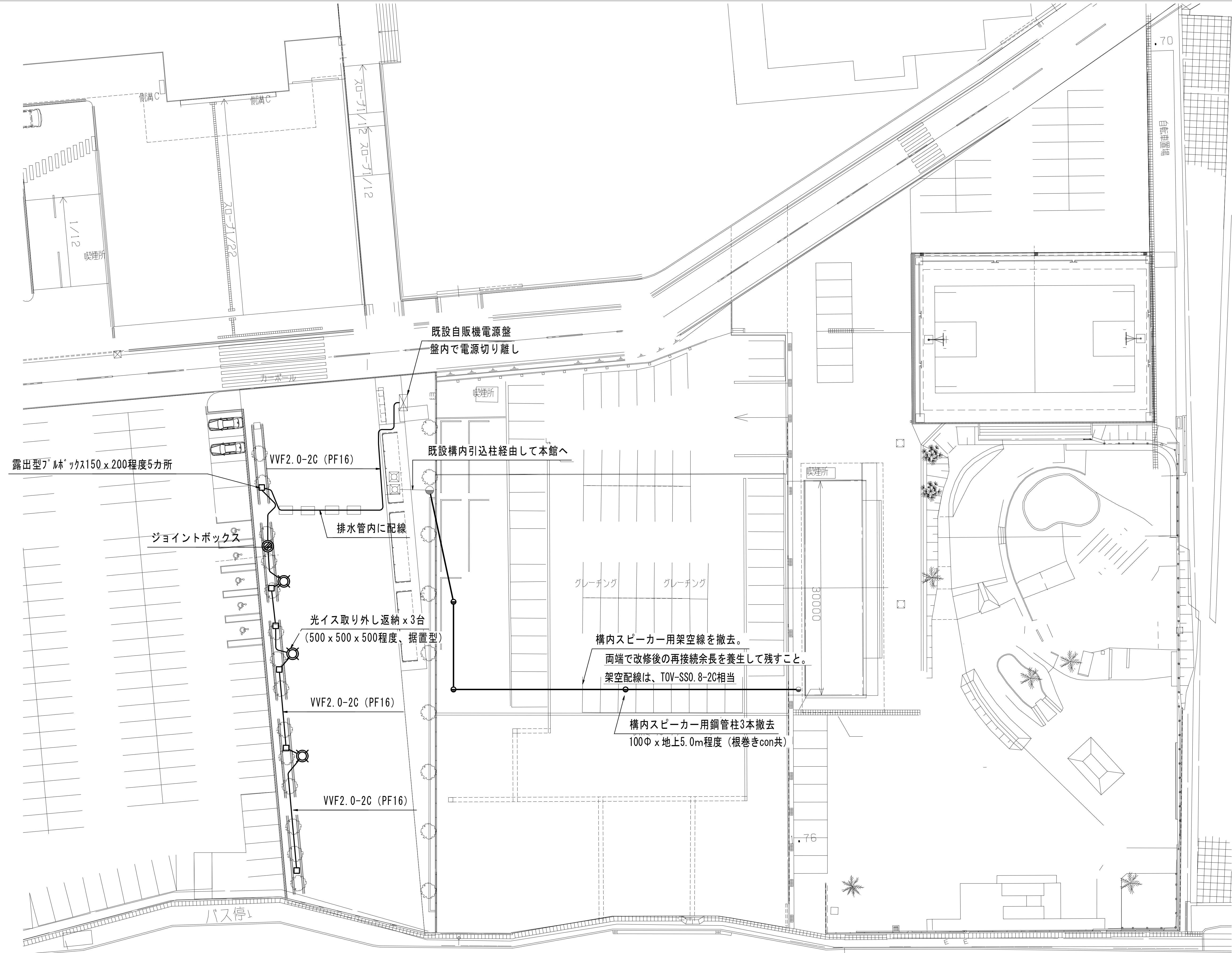
電灯配管平面図 1/200



電灯照明系統図



弱電系統図

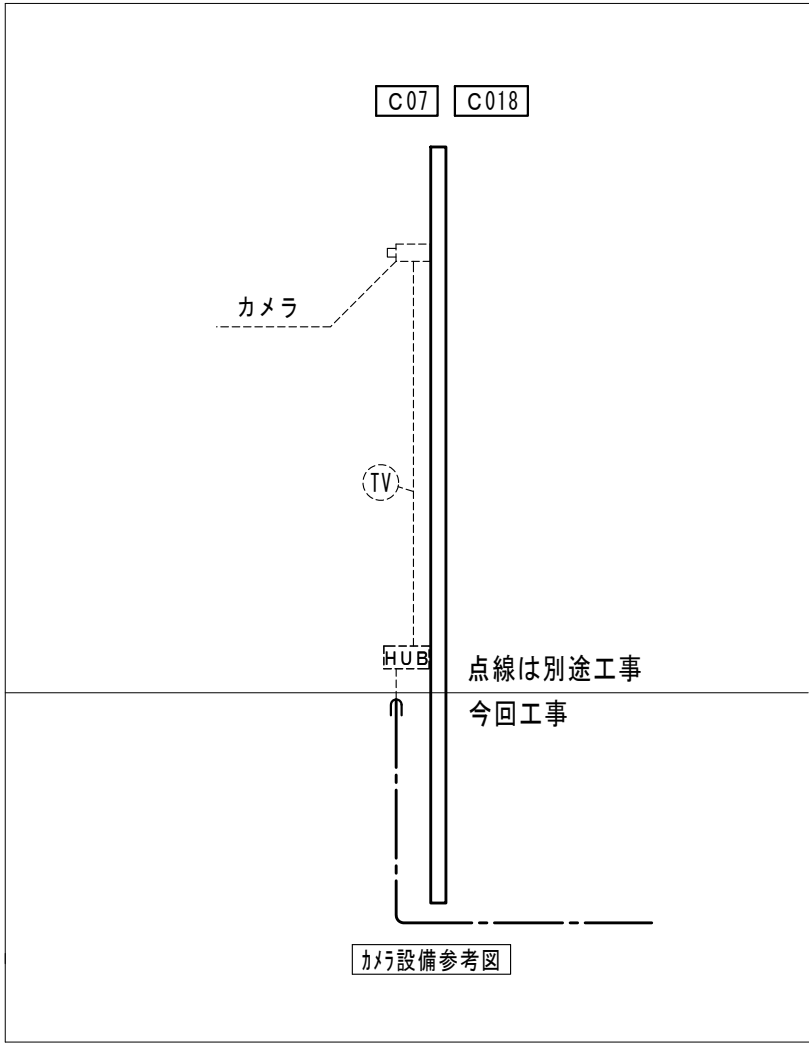
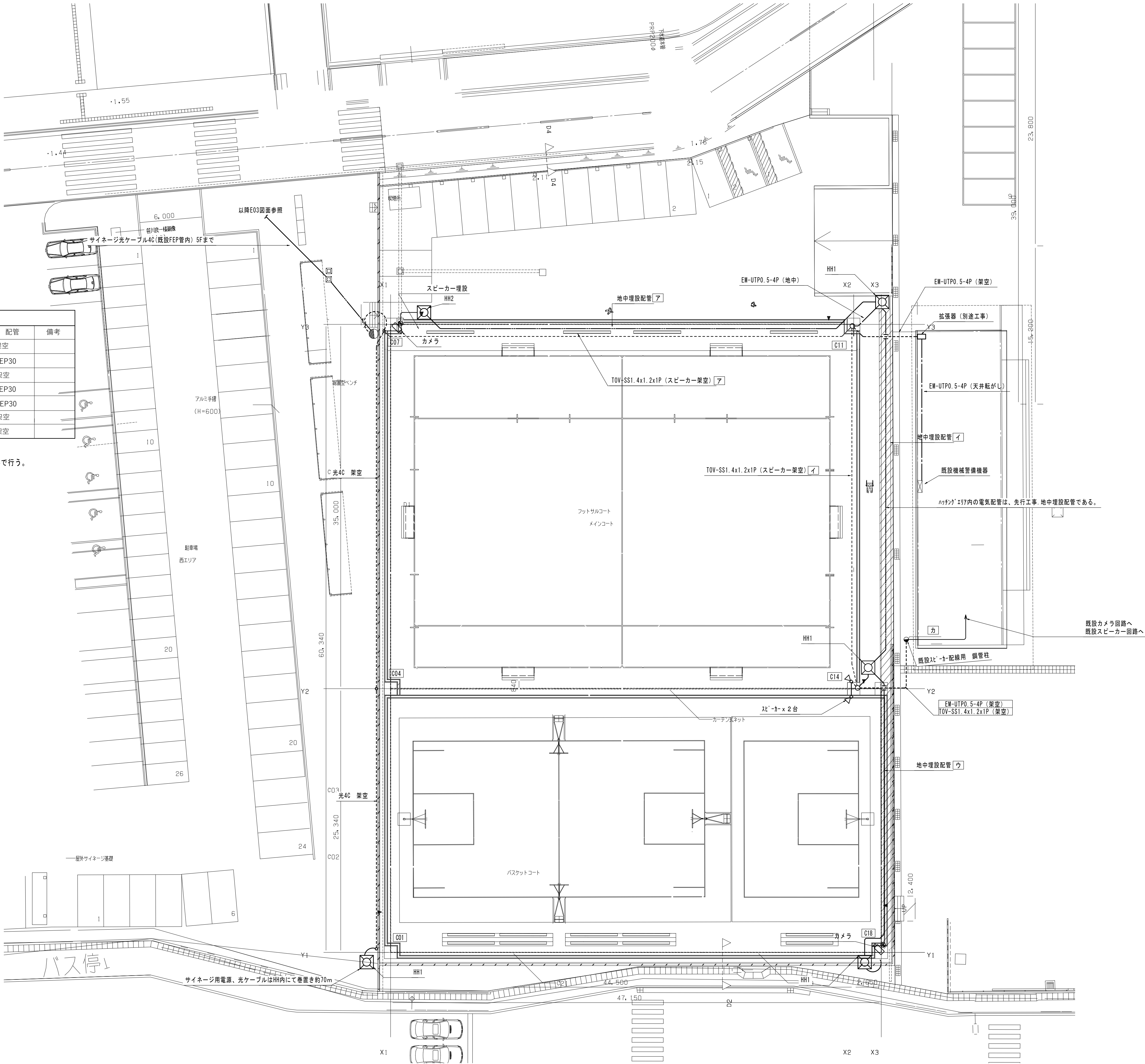


年月日		欄上書		作図		承認		工事名称	設計NO	図面NO
訂正		株式会社歩デザイン一級建築士事務所		一級建築士 大田登録第164276号 中野和敏		発注者		ポードレース鴨門ウズバーク拡張及び改修工事のうち電気工事	整理NO	E-09
		TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289						図面名称	縮尺	
								照明・弱電設備撤去図	A1: A3の200% A3: 1:500	

配線配管リスト				
記号	用途	配線	配管	備考
ア	スピーカー	TOV-SS1.4x1.2x1P	架空	
	監視カメラ	EM-UTP0.5-4P	FEP30	
イ	スピーカー	TOV-SS1.4x1.2x1P	架空	
	予備	-----	FEP30	
ウ	監視カメラ	EM-UTP0.5-4P	FEP30	
カ	スピーカー	TOV-SS1.4x1.2x1P	架空	
	監視カメラ	EM-UTP0.5-4P	架空	

ハッチング部分は、先行埋設配管内に配線のこと。
C14とC011のカメラ立上げ配管は（G22）のこと。C07、C18の立上げ配線配管は別途工事で行う。
-----は架空配線部分を示す
-----は天井配線部分を示す
-----は地中配線部分を示す

凡 例	
シンボル	名称
●	コンクリート柱
□	監視カメラ（別途工事）
▽	ホーン形スピーカー



弱电設備平面図 1/200

訂正	年 月 日	備 考	作 成 承 認	工 事 名 称	図 面 名 称	縮 小 尺 寸	設計NO	図面NO
		株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289		ポートレース鳴門ウズパーク拡張及び改修工事のうち電気工事	弱电設備平面図（競技エリア）	A1: 1/200 A3: 1/400	整理NO	E-10